（企画調整部の所掌事務）

第九条　企画調整部は、次に掲げる事務（国際対策室が置かれる刑務所等にあっては、第七号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一　規律及び秩序の維持に関すること。

二　護送及び出廷に関すること。

三　運動及び入浴に関すること。

四　外部交通に関すること。

五　賞罰に関すること。

六　刑務所等の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関すること。

七　翻訳及び通訳並びに外国人被収容者の処遇に関する調査及び関係機関との連絡調整に関すること。

（企画調整部の首席矯正処遇官）

第十条　企画調整部に、それぞれ首席矯正処遇官一人を置く。

２　企画調整部の首席矯正処遇官は、前条に規定する事務をつかさどる。

（矯正処遇部の所掌事務）

第十一条　矯正処遇部は、次に掲げる事務（企画調整部が置かれる刑務所等にあっては第一号及び第二号に掲げる事務を、国際対策室が置かれる刑務所等（企画調整部が置かれる刑務所等を除く。）にあっては第二号に掲げる事務を、調査・支援部が置かれる刑務所等にあっては第四号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一　第九条第一号から第六号までに掲げる事務

二　第九条第七号に掲げる事務

三　矯正処遇及び余暇活動に関すること。

四　鑑別、分類、処遇要領の策定、仮釈放及び仮出場の審査並びに社会復帰支援その他の保護に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、処遇に関すること。

（矯正処遇部の首席矯正処遇官）

第十二条　美祢社会復帰促進センター及び東京拘置所の矯正処遇部にそれぞれ首席矯正処遇官三人を、加古川刑務所及び企画調整部が置かれない刑務所等（美祢社会復帰促進センター、市原青年矯正センター及び東京拘置所を除く。）の矯正処遇部にそれぞれ首席矯正処遇官二人を、企画調整部が置かれる刑務所等（加古川刑務所を除く。）の矯正処遇部にそれぞれ首席矯正処遇官一人を置く。

２　次の表の上欄に掲げる刑務所等の矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の事務の分担は、同表の中欄に掲げる担当区分のとおりとし、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	担当区分	所掌事務
美祢社会復帰促進センター	企画調整担当	前条第一号及び第二号に掲げる事務
	矯正処遇第一担当	前条第三号から第五号までに掲げる事務（矯正処遇第二担当の所掌に属するものを除く。）
	矯正処遇第二担当	前条第三号から第五号までに掲げる事務のうち、女子の被収容者に関すること。
東京拘置所	企画調整担当	前条第一号に掲げる事務（特別警備担当の所掌に属するものを除く。）
	特別警備担当	第九条第一号から第三号までに掲げる事務のうち、特に高度な専門的知識及び技術に関すること。
	矯正処遇担当	前条第三号及び第五号に掲げる事務
加古川刑務所	矯正処遇第一担当	前条第三号から第五号までに掲げる事務（矯正処遇第二担当の所掌に属するものを除く。）
	矯正処遇第二担当	前条第三号から第五号までに掲げる事務のうち、女子の被収容者に関すること。
名古屋拘置所　大阪拘置所	企画調整担当	前条第一号及び第二号に掲げる事務
	矯正処遇担当	前条第三号及び第五号に掲げる事務
企画調整部が置かれない刑務所等（美祢社会復帰促進センター、市原青年矯正センター、東京拘置所、名古屋拘置所及び大阪拘置所を除く。）	企画調整担当	前条第一号及び第二号に掲げる事務
	矯正処遇担当	前条第三号及び第五号に掲げる事務

３　次の表の上欄に掲げる刑務所等の矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	所掌事務
札幌刑務所　宮城刑務所　喜連川社会復帰促進センター　府中刑務所　横浜刑務所　大阪刑務所　神戸刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　川越少年刑務所	前条第三号及び第五号に掲げる事務
その他の企画調整部が置かれる刑務所等（加古川刑務所を除く。）	前条第三号から第五号までに掲げる事務

（矯正処遇部の矯正処遇調整官）

第十三条　刑務所（東日本成人矯正医療センター、岡崎医療刑務所、西日本成人矯正医療センター及び北九州医療刑務所を除く。）及び少年刑務所（市原青年矯正センターを除く。）の矯正処遇部に、それぞれ矯正処遇調整官一人を置く。

２　矯正処遇調整官は、命を受けて、矯正処遇部の所掌事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

（矯正処遇部の次席矯正処遇官）

第十四条　東京拘置所の矯正処遇部に次席矯正処遇官二人を、宮城刑務所、喜連川社会復帰促進センター、千葉刑務所、府中刑務所、横浜刑務所、京都刑務所、大阪刑務所、神戸刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、福岡刑務所、長崎刑務所、川越少年刑務所及び大阪拘置所の矯正処遇部にそれぞれ次席矯正処遇官一人を置く。

２　次席矯正処遇官（島根あさひ社会復帰促進センター、東京拘置所及び大阪拘置所の矯正処遇部に置かれるものを除く。）は、命を受けて、矯正処遇部の首席矯正処遇官を助け、その事務のうち、所長の指定に係る事務を整理する。

３　島根あさひ社会復帰促進センター及び大阪拘置所の矯正処遇部に置かれる次席矯正処遇官は、命を受けて、矯正処遇担当の首席矯正処遇官を助け、その事務のうち、所長の指定に係る事務を整理する。

４　東京拘置所の矯正処遇部に置かれる次席矯正処遇官は、命を受けて、特別警備担当又は矯正処遇担当の首席矯正処遇官を助け、その事務のうち、所長の指定に係る事務を整理する。